

令和7年度第2回松戸市地域自立支援協議会

日時：令和8年2月9日（月） 午前10時～12時

会場：松戸市役所 新館7階 大会議室

事務局

それでは定刻となりましたので、令和7年度第2回松戸市地域自立支援協議会を開催いたします。

なお、本日は千葉県相談支援従事者現任研修の現地研修の一環として、受講者が見学に見えられていることを、予めお伝えいたします。また、一部受講者については、Zoomによる出席を認めております。このことから、会場内を一部撮影している旨、予めご承知おきください。

それでは会に先立ちまして、福祉長寿部長の川崎よりご挨拶申し上げます。

1 部長挨拶

川崎部長

皆様、こんにちは。福祉長寿部長の川崎でございます。本日このように大変寒い中、ご出席賜りまして、まことにありがとうございます。また、日ごろより本市の障害福祉行政にご支援・ご協力を賜りまして、改めてこの場で御礼申し上げます。

本日の協議会におきましては、指定事項調査部会に付託された諮問内容について、委員の皆様より調査結果をご報告いただく予定でございます。特に、今年度からの新たな取り組みとして、松戸市相談支援事業所連絡会を通じた、個別事例の検討を通じた地域課題の改善についてご報告いただくこととなっており、試験的な取り組みとなりますが、ぜひ委員の皆様から忌憚のないご意見をいただければ幸いです。

本日ご議論いただいた内容は、最終的に建議書としておまとめいただくこととなります。お時間にも限りがありますが、皆様の活発なご議論をお願いいたしまして、簡単ではございますが私からの挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いたします。

事務局

それでは、ここで本日の資料を確認いたします。事前にお送りしている資料のほか、席上に当日追加資料として、事前質問一覧表をお配りしております。資料に不足のある方は、お申し出ください。

それではここで、会議の成立についてご報告いたします。本日は、椎橋委員からご欠席の連絡をいただいておりますが、委員総数の過半数を超える出席をいただいております。

りますことから、松戸市地域自立支援協議会条例第7条第2項の規定により、本会議は成立することをご報告いたします。

それではここからは、松戸市地域自立支援協議会条例第7条第1項の規定に基づき、会長が議長となり、議事進行をお願いしたいと思います。江波戸議長、よろしくお願いいたします。

江波戸会長

これより、私のほうで議事を進行させていただきます。

まず、本協議会の公開につきましては、松戸市情報公開条例第32条に基づき、公開を原則としております。議事録につきましては、発言内容を要約の上、行政資料センター及び松戸市公式ホームページに公開いたしますことをご承知おきください。なお、会議の内容は、議事録作成のため録音させていただきますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。また、本日1名の傍聴の申し出がありましたので、これを許可いたします。どうぞご入室ください。

2 議題 指定事項調査部会報告書について

江波戸会長

では、次第に沿って議事を進めてまいります。議題「指定事項調査部会報告書について」を議題といたします。指定事項調査部会から、ご報告をお願いできますでしょうか。

早坂委員

はい。それでは、相談支援部会から順次報告をお願いしたいと思います。

大友委員

皆さん、こんにちは。あり方検討会「相談支援部会」の内容から報告させていただきます。

資料を開いていただくと、1・2・3とありまして、1は「地域生活支援拠点の整備に向けた検討」、2は「就労選択支援の開始に際しての相談事業所側の準備」、3は「SSW（スクール・ソーシャル・ワーカー）との連携推進・強化」です。

1の「地域生活支援拠点の整備に向けた検討」というところでは、あり方検討会の中でも、障害のある方たちに対して適したサービスや、暮らしの場につながりにくいという現状が見受けられています。なので、地域生活支援拠点が更に整備していけたらという視点で行いました。地域生活支援拠点が、国から示された本来の機能を現在担えていないんじゃないかというところで、現状、拠点は緊急一時保護というイメージを相談支援の方から持たれております。それはまあ、かなり機能してきているかな

というところなんですけれども、そのほかの機能としての体験の場の確保や、グループホームの体験の確保とか、緊急時の受け入れ、専門的人材の育成など、そういうことがきちんとされていないんじゃないかというところで、議論を進めていきました。

全国の好事例と、拠点コーディネーターとの役割の配置について勉強会を実施していきました。現状として、地域生活支援拠点を充実させていくために、拠点コーディネーターをきちんと配置して進めていってほしいというところに至りました。他市の事例で、千葉市なんかは基幹1つに1名以上ということで、もう10名配置されていたり。柏市も、船橋市も、拠点コーディネーターを中心とした活動が行われていますので、そういうところも参考にしながら、松戸市でも、コーディネーターの配置に向けての準備をしてほしいということ、要望するということです。

②「就労選択支援の開始に対する相談支援所側の準備」というところで、とりえず10月より新たに開始されたというところで、まずは勉強会をしました。勉強会をしていく中で、まだ今ひとつ、私たちがどう活用していけばいいかというところが見えてはこなかったということです。現状では、「セルフの方たちが就労Aとか、就労Bを使用したいというときに使っている」というところが現状というところで、使いづらさとして挙がってきていたのは、「就労選択支援等を今使って、その方たちが工賃を得ているようなサービスが併給できない」というところがあったりして。「実際にそのサービスを使っている間、工賃が得られない」という課題が挙がっていたので、これから、使い方については検討かなというところです。

令和7年10月には、就労Bのアセスというのは、これのために活動しなければいけないというところなんですけれども、令和9年4月から、就労Aを使うときにも原則、利用になってくるので、このあたりから具体的な活動が進んでくるのかなというところです。

③「スクール・ソーシャル・ワーカーとの連携推進・強化」というところなんですけれども、学校との連携に敷居が高いというところがあるのではないかとこのところ、なかなか相談と学校の連携が進まないというところで。スクール・ソーシャル・ワーカーの方たちと、まず連携を強くしていきましょうというところで行って行きました。これは、その前の年からずっと継続して行っている活動です。今年度に関しましては、スクール・ソーシャル・ワーカー20名以上と、教頭先生も参加して下さったというところで、それぞれのお互いの理解が徐々に深まっているということです。

この連携の悪さが制度から来るのか、人的要因から来るのかということ、このところ、制度としては、「もう学校と、どんどんつながってください」というところ、国からは出ているので、そうするとやっぱり現場の人間関係だったりとか、実情というところが絡んで難しいところがあったんじゃないかなというところがあるので、さらにそこを深めていきたいというふうに思っています。

次年度については、ソーシャル・ワーカーとの交流会とかも、進めていく予定では

ありますが、また再びきちんと制度説明を再度して、より相談と学校が連携していくというところに理解を深めてほしいなというふうに思っているところです。はい。相談支援部会からは、以上になります。

江波戸会長

はい。大友委員、ありがとうございました。本件につきましては事前質問をいただいております、事務局より各席に当日資料として、事前質問の一覧が配布されているかと思っております。まずは事前質問内容を優先的に議論いたしまして、お時間の許す範囲で当日質問の受け付けも行いたいと思っております。なお、ご発言の際には、マイクのボタンを押して名前をご発声のち、ご発言くださいますようお願いいたします。

それでは、事前質問No. 1について、菊田委員よりお願いできますでしょうか。

菊田委員

はい、菊田です。質問の内容については、こちらに書いてあるとおりではあるんですけども、やはり当事者側からとしては、地域生活支援拠点という言葉そのものは聞いたことがあるけれども、なかなか日々の子供とのかかわりの中で、拠点というのがあまり深く入ってこないという現状があると思うので。そこに向けての、当事者に向けたアプローチというのは、どういうふうに考えてらっしゃるのかなということも質問させていただきました。以上です。

江波戸会長

はい、ありがとうございます。紙面の情報を見ることはあるけれども、そのあとの当事者に向けた具体的なイメージの構築という部分ですよね。ありがとうございます。この件におきまして、事務局よりいかがでしょうか。

事務局

はい、事務局より回答を申し上げます。当事者への周知方法としましては、仰るとおり、障害福祉サービスの更新のタイミングで、更新書類と一緒に周知のチラシを同封しております。そのため、現在は紙面での周知が大きな周知方法となっております。しかしながら、先日行われました障害者計画推進協議会の中でも、当事者の方の認知率というのがあまり好ましい結果ではなかったという議論がありまして、市としても今後の周知方法について工夫をしていく必要があると認識しております。

そのため、事前質問の回答にも記載しておりますが、LINEなどを活用したプッシュ型の周知方法や、ご提案いただいた動画の作成につきましても、まずは先行事例を研究させていただいて、どのように行っているのか調査から始めていきたいと考えております。

菊田委員

ありがとうございます。個人的な話を、ここではいけないのかもしれないんですけど、再三ここで地域生活支援拠点についてのお話があったので、私もこの協議会の委員になってから、我が子の緊急一時保護の登録をさせていただいたのですが、うちの息子の場合は重身なので、身体も知的も結構重めの障害があるので、登録はもちろんすることはできたのですが、契約に伺った際に、「めちゃくちゃ今、緊急一時保護の利用が多いので、今は体験利用をやってもらえるような状況にはない。そのため、ぶっつけ本番になることを了承してほしい」と言われて、契約をしてきました。

正直、本当にできるのかなという。契約は交わしたけれども、これが本当に機能するのかなという不安しかないというのが現状だということ、知っておいていただけるとうれしいなと思います。以上です。

江波戸会長

はい、菊田委員、ありがとうございました。

その他、相談支援部会におきましての、皆様からのご質問等がございますでしょうか。はい、よろしいですかね。もし、またあとでご質問ありましたら、いただけたらと思います。では、先に進めさせていただきます。

続きまして、4ページでございます就労支援部会報告書ついて、内容の説明をお願いいたします。

高橋委員

障害者就業・生活支援センター ビック・ハート松戸の高橋と申します。本日はよろしく願いいたします。私のほうから就労支援部会の報告をさせていただきます。

活動報告としては2点。1点目、「適切なサービスを選択できる仕組み作り」。2点目、「市内で働きやすい環境制度を整える」。

1点目、この「適切なサービスを選択できる仕組み作り」のほうからご報告させていただきます。こちらの現状としては、令和7年10月1日より新たに就労選択支援事業が開始することに伴い、基盤調整が求められます。就労選択支援事業は、障害がある方ご本人が、就労先・働き方についてよりよい選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望・就労能力や適性などに合った選択を支援するサービスです。新規でB型を利用する方が、令和7年10月1日より対象となり、原則利用ということになっています。

その課題に関しましては、この就労選択支援事業を円滑に実施するため、関係支援機関にて共通理解を図る必要があります。厚生労働省のマニュアルに記載されていない、実務上の課題を抽出する必要があります。この事業の実施者に、一層のアセスメ

ント能力の向上が求められます。10月1日よりサービスが開始しましたが、サービス開始当初は、実施事業所は0事業所でした。11月、開始事業所が1カ所と、この2月からもう1カ所開始されて、現在は2事業所になっております。

具体的な取り組みの内容としては、7月8日に松戸市と共催で、就労選択支援事業に関する意見交換会を実施しました。このサービス実施予定事業所と、相談支援部会、特別支援学校、市ケースワーカーなど、関係する支援機関など計50名の方が参加していただいています。当日、制度概要の説明とモデル事業の報告、4月に行った就労選択支援制度に関する調査報告を行ったあとに、グループごとに4つのグループに分かれて、グループワークのほうを行っています。

グループワークの中で、本サービスの全体の流れを理解するとともに、各機関において支援の際に起こりうる課題を抽出しました。その後、市より意見交換会で抽出された課題に対する回答・解決への方向性を示してもらうことで、関係機関の不安を解消し、このサービスを開始するための一助となりました。今後は、サービスの円滑な運用に向け、部会として必要な取り組みを検討・実施する予定です。

調査事項に対する要望等としては、就労選択支援の利用者向けに、制度に関する周知・普及啓発のさらなる実施と、先行事業所の取り組みを共有する機会を設けたり、アセスメント力向上のための研修会を開催するなど、事業所向けに就労選択支援を実施する事業所数を増やすための取り組みをお願いしたいです。

2点目の活動項目として、「市内で働きやすい環境や制度を整える」。現状として、障害者雇用率が令和6年に2.5%に上がりました。令和8年7月に2.7%まで上がることから、障害者雇用を前向きに検討・実施している企業が増えています。「障害者を雇用して、どのように仕事を任せればいいのかわからない」、「長く障害者雇用するにはどうすればいいか知りたい」など、障害者雇用に不安を抱えている企業があります。

課題として、障害者雇用のイメージがつかめなかったり、障害者を雇用したが長く続かず、就職後の相談窓口などの、相談窓口に関する情報を得られないという理由から、障害者雇用に踏み出せない企業があります。

具体的な取り組み内容としては、10月28日に松戸市経済振興部商工振興課が開催している事業者向けセミナーにて、障害者雇用の拡大に向けた啓発活動を実施しました。部会員がセミナー開始前の時間に、障害者雇用に関する相談窓口などの案内を行ない、参加された企業6社のうち、開始時間前にいらした3社の方に説明をさせていただきます。

また、11月20日に、障害者雇用率未達成企業や障害者雇用を考えている企業向けに、令和7年度障害者就労促進チャレンジ事業として、企業見学会を実施しました。昨年に引き続き、ハローワーク松戸とビック・ハート松戸との共催で実施し、千葉県内の中小企業にお声をかけ、当日参加企業は8社15名でした。参加された企業さんから感想として、「新しい業務として、まねできそうな気づきが多かった」ということで、

大変参考になったという意見をいただいております。

そのほか、就労移行ネットワーク、就労継続ネットワークと、障害者雇用率や就労後の支援、職場への定着率などについて、定期的に情報共有を実施しています。

上記の取り組みにて、企業側の障害者雇用に対する不安感や、疑問の解消の一助となりました。調査事項に対する要望等に関しましては、市主催のイベントや行事など、障害者雇用について周知・啓発できる機会の情報提供をいただけたらありがたいです。以上です。

江波戸会長

はい、高橋委員ありがとうございました。本件につきましても、事前質問をいただいております。質問NO. 2について、菊田委員よりお願いできますでしょうか。

菊田委員

質問内容は書かれてあるとおり、今年度、特別支援学校を卒業予定のお友達に聞いたところ、「今年度の卒業生は対象外です」というその返事だけで、特に就労選択支援とは何たるかっていう説明は、あまり学校のほうからは受けなかったというお話をうかがいました。制度についての情報がとても少なく、「だれが対象になるのか」、「自分の子が対象か、対象でないのか」ということさえも分からないというのは、やはり当事者としては不安材料になってしまいます。もちろん令和7年の10月にできたばかりの制度ですから、これからではあると思うんですが、今後の周知の取り組みの現状を教えていただけたらと思って、質問させていただきました。以上です。

江波戸会長

はい、ありがとうございます。やはり喫緊の在校生にとっては、とても大きな課題意識があるかなとは思っております。事務局のほうより、回答のほうをよろしく願いいたします。

事務局

事務局より回答いたします。ただいま高橋委員よりご報告いただきました取り組み事項のとおりではございますが、令和7年10月に就労選択支援が施行され、本サービスが円滑に導入されるよう、支援の際の課題を棚卸し、共通理解を図ることを目的としまして、今年の7月に就労系サービス提供事業所、相談支援事業所、特別支援学校、市職員等で意見交換会を実施しております。

意見交換会においていただいたご質問・ご意見をとりまとめまして、市の運用をお示ししました「Q&A」を作成するとともに、サービスの概要、対象者、留意点などを記載した「支給決定基準」を作成し、配布しております。いずれも市ホームページ

への掲載を予定しております。

また、当事者の方への取り組みにつきましては、支援者の方々との共通認識や円滑な制度の効果的な運用に努めまして、併行して就労選択支援のリーフレットを作成し、窓口等での配架を予定しております。

なお、市内3校の特別支援学校在学中の生徒さんが、卒業後に就労継続支援B型を利用する場合には、在学中に就労選択支援を利用し、アセスメント実習を行うこととなりましたが、10月に施行されたばかりで、就労継続支援B型の利用のご意向がある生徒さんが、卒業までにアセスメント実習を受けることが日程的に困難でございました。

その中で国からは、「令和7年度の卒業生については、令和6年度に実施したアセスメント実習の結果を、卒業後、就労継続支援B型を利用する根拠として差し支えない」との回答がございました。このことから、令和7年度卒業生につきましては、今年度中の就労選択支援によるアセスメント実習の実施は免除しております。市内3校の特別支援学校へも周知しております。

令和8年度につきましても、市内3校の特別支援学校の進路指導担当の先生方、市内就労選択支援事業所、市の三者で打合せの機会を設けております。令和8年度の卒業生の皆様が、在校中に滞りなく就労選択支援を利用して、円滑に進路選択ができるよう、実施の時期や利用の流れなど、調整を図っているところでございます。具体的な流れ等が決定しましたら、特別支援学校様はじめ、皆様に周知させていただきます。事務局からは以上です。

菊田委員

すいません。いくつか教えていただきたいんですが。すでにQ&Aを作成して、事業所への配布をしているというご報告があったかと思うんですが、事業所というのは具体的に、就労AとかBとかこれから就労選択支援を利用しないと、その事業所には入れないという事業所に向けて配られたのか。もう少し広い、これから就労選択支援を利用するであろう放デイさんだったり、生活介護の方が移行することも見越して、すべての事業所に配布されたということなのかというのを教えていただきたいのが1点。

あと、当事者へ向けての取り組みとして、リーフレットの配架を予定しているということなんですけれども、配架っていうと、意識を持って取りに行かないと情報が得られないかなと思いますので、最初は、周知がある程度軌道に乗るまでは、特別支援学校などの生徒さん、全校生徒に配布するぐらいのほうがいいのかなと思ったという意見が1つです。以上です。

事務局

ご意見ありがとうございます。リーフレットの配布の方法につきましては、より円滑に生徒さん方に行き渡るような方法を検討してまいります。

送付先の事業所につきましては、現時点では、今後、就労選択支援を利用する可能性がある就労系の事業所等へ配布をしているところですが、この度のご意見を含めまして、さらなる周知の方法を検討してまいりたいと思います。

江波戸会長

はい、ありがとうございます。この件につきまして教育関係者の方にも、ぜひご意見を頂戴できればと思うんですけども。千葉県立つくし特別支援学校の齋藤委員、いかがでしょうか。

齋藤委員

はい、ありがとうございます。本校では、B型から就労選択支援にするというところに関して、進路指導の担当のほうから、新しく制度が変わるというところは聞いていますが、実際に就労選択支援を使用するということは聞いていませんので、今後、生徒に周知していく必要があるかなというふうに、聞いていて思いました。以上です。

江波戸会長

はい、ありがとうございます。千葉県立矢切特別支援学校の猪越委員、いかがでしょうか。

猪越委員

本校でも、今年度に関してこの制度を利用するということは、うかがっておりません。周知方法につきましては、菊田委員からお話があったように、特別支援学校のすべての生徒さんが知っておく情報かなと思いますので、学校での配布は可能かなというふうに考えております。以上です。

江波戸会長

ありがとうございます。高橋委員にもお尋ねしたいのですが、この特別支援学校の在校生だけでも、私としては結構な人数がいらっしゃると思うのですが、現在、2事業所という部分だけで、この対象者数を、勿論そのあとは一般の方だったりも、利用していくことになっていくとは思いますが、実際対応できるのかというのを、所感でかまいませんので教えていただけますでしょうか。

高橋委員

ありがとうございます。今現在行なっている2事業所、市役所、特別支援学校とで、先日2回ほど会議を実施されたということをお聞きしております。その中で、今までも「直Bアセス」を行なってきたといったところもあるので、事業所的には、今、新規のところを抜いた時点では、特別支援学校の生徒さんだけであれば、2事業所でもまかなえるかなというところで、お聞きしている現状ではあります。

江波戸会長

ありがとうございます。高橋委員もう1点よろしいでしょうか。この就労選択支援事業を当初予定していた事業所数はもう少しあったかなとは思いますが、結果はこの1事業所でスタートした。今、2つに増えているといったところでの、何か障壁だったりというのを、その指定を考えていた事業所からお聞きしたいと思います。

高橋委員

予定されていた事業所は、当初4事業所ぐらいあったかと思いますが、具体的にその他の2事業所といったところが、どういった理由でといったところまでは、すみません、私のほうでは存じ上げないのですが、事業所の設備基準といったような様々な規定や要件のところで満たしていない等といった理由なのかなとは思っています。

江波戸会長

ありがとうございます。今後も、本事業に関しては対象者数が増加される見込みがあると、私は思っております。障害福祉計画でも示されたんですが、今後の県の指定においては、市町村のほうで事前の申し出もできるということでしたので、ぜひ障害福祉課の方には、事業所へのアドバイス等も含めてご対応いただければ幸いです。皆様、ありがとうございました。

では続きまして、5ページ目でございます。こども部会報告書について内容の説明を、早坂委員よりご説明をお願いいたします。

早坂委員

それでは、ご報告させていただきます。こども部会につきましては、要支援児童に対する関連機関との切れ目のない連携構築というところで話を進めさせていただいておまして、3つほど項目を立てております。1つは、医療ケア児の支援体制。2つ目は、切れ目のない支援（就学前、就学時）。そして3つ目は、18歳以上というところで、グループに分かれての議論がなされておまして、それを最終的にこども部会としてまとめた見解としてお示しをしております。

医療的ケア児につきましては、再三この会でもご報告をしているように、なかなか受け皿という問題も大きな課題にはなっているところですが、部会のほうではさらに、それによって十分な支援がなかなか届かないということ。それから、親御さんたち保護者の方たちの相談窓口の整備、親御さんへの支援そのものも、整備がうまくいっていないというふうな課題があるのではというところが出ておまして、そうしたことを整理していく必要があると。

その中で受け皿の問題もあるのですが、相談や親御さんへの支援体制を構築していくという意味で、医療的ケア児のコーディネーターの配置ということを求めていきたいということが出てきております。これにつきまして、松戸市のほうに要望として、コーディネーターを配置していくために、コーディネーターの研修、相談窓口に対しての、窓口対応ができる人の研修体制の整備を進めてほしいというような意見でございます。

それから2つ目ですけれども、切れ目のない支援というところで、これも継続して話題になっておりますライフサポートファイル。これが、なかなか周知が進まないというようなことも出てきているんですが。継続的に中身の改善といいますか、そういったことも話されておりますが、最終的に要望としてお願いしたいのは、もうどんどん配布をまずしていくということ。ある程度、一定の中身は整ってはいるという状況はありますので、基幹相談支援センター等を通して、案内、配布というところをより強化してほしいということが要望として挙がっております。もちろん、そのライフサポートファイルのサイズ感であったりとか、内容については、今後とも継続で進めていきたいというふうなことが出ております。

3つ目の、18歳のところですが、今、就労部会のご報告の中にもあったような情報という部分なのですが、卒業するときには社会とつながる、つながるための選択肢が、なかなか得られていないということから、進路であったりとか、社会と就労も含めてですけれども、なかなか親御さんたちが判断をしていけていない。そして、関係者も情報をきちっと取り込めていないというふうなことがあり、これらを解決していくために、情報提供の機会であったりとか、それからフォーラムなどを通しての検討などといったようなことを推進してほしいというふうなことが、要望として挙げられております。こども部会からは、以上になります。

江波戸会長

早坂委員、ありがとうございます。本件につきましても、事前質問をいただいております。質問NO. 3ですね。こちらについても、菊田委員よりお願いできますでしょうか。

菊田委員

では、追加資料の3番の質問になりますが、医療的ケア児の支援体制について。今、本当に世の中とても物価高で、住宅リフォームであったり、リフトなんかの福祉用具の導入というのは、医療的ケア児にとっては本当に欠かせないこと。1日でも長く、家で家族と一緒に過ごすということを考えると、必要不可欠なものではあるのですが、非常に費用が高騰しており、導入を考えると非常に高額な自己負担が出ているのが現状です。また、医療的ケア児に限ったことではありませんが、おむつなどの値段が大変高騰しております。年齢が上がれば上がるほど、おむつの1枚の単価が上がってきますし、現状で月1万2,000円の助成ですが、とても足りているとはいえない状況です。

近隣他市では、物価上昇に伴っておむつの助成額が増えたというお話も、ちらほら聞き始めているので、松戸市での日常生活用具の助成額について、見直しの検討がされていたらうれしいなと思って、質問をさせていただきました。以上です。

江波戸会長

本当に切実な問題かと思えます。事務局のほう、よろしく願いいたします。

事務局

事務局より、回答いたします。事前質問の回答に記載しているところではございますが、現時点では支給要件の見直しに関しては、検討はしておりません。

また、菊田委員がおっしゃっていたように、近隣市で紙おむつの支給要件などが切り替わっているという件につきまして、確かに船橋市で、令和6年度に1万2,000円から1万4,000円に支給額が切り上っているというところはお聞きしました。ただ、他の自治体にも聞いた限りですと支給額に変更はないということでしたので、今後も近隣市の動向をうかがいながら、本市においても支給額の見直しを行うのかを慎重に検討していきたいと考えております。以上です。

菊田委員

いろいろ調べていただき、ありがとうございます。個人的な意見になるのですが、別に近隣他市が上げたから、松戸市も上げようみたいな考え方ではなく、当事者が実際のおむつの価格と助成の額にあまりにも乖離が大きいから、助成金を実態に即して、おむつの助成のための金額を上げるというのが、あるべき助成の出し方だと思うので。もちろん、近隣他市がやっているかどうかというのは参考にはなると思うのですが、基本的な考え方はブレずに、ご検討いただければうれしいなと思いません。以上です。

江波戸会長

はい、ありがとうございます。では続いて、事前質問 NO. 4 について菊田委員お願いいたします。

菊田委員

たびたび失礼します。こちらも、医療的ケア児の支援体制に関する質問です。もう再三、このことも話題になっていますが、医療的ケアのある方を受け入れるグループホーム、短期入所、生活介護事業所の不足は、本当に切実な問題です。「もう無理かもしれない、もう無理かもしれない」と毎年、松戸特別支援学校の進路の先生は頭を悩ませ、胃を痛ませながら、ギリギリの線で、支援は決まっているような状況だと聞いています。

もちろん、一発大逆転みたいな施策があるわけでもないのですが、なかなかやっぱり、そんなに簡単に、今ある事業所に空きが出るとは考えられないというところを考えると、やはり新規の事業所であったり、既存の事業所の枠がふえるとかという取り組みを、ご検討いただかないといけないのかなと思っているのです。なので、近隣にいっぱいになってしまった場合、どうするかということも含めて、現状をどのように行政として思っているのかというところを、教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

江波戸会長

菊田委員、ありがとうございます。事務局のご回答、よろしくお願いいたします。

事務局

事務局より、回答させていただきます。今、菊田委員からご指摘いただきましたように、確かにグループホームや生活介護の事業所、医療的ケア児や重身の方が入れる事業所が少ないことは、こちらでも認識はしておりますが、新規事業所が拡大というところにはなかなか直接かかわることができていない状況ではあるのですが、今現在、支援をしていただいている事業所が継続して支援できるように、また新規に医療的ケア児の支援を行える人を増やせるようにということで、年に1回スキルアップ研修というのを行っていたりとか、介護職員の方が喀痰吸引等の医療的ケアができるように、喀痰吸引等研修の補助金のほうを、今まで「1号」「2号」だったところを「3号」、特定の方に対して行えるように、研修期間が短くてもできるようにということで、「3号」のほうにも拡大するというところを行っています。

なかなか新規の事業所が増えるというところはないのですが、今やっている事業所さんが継続してやっていけるような補助という形で取り組ませていただいておりますので、なかなか進んでないように感じられるかもしれないのですが、もう少し

見守っていただけたらと思います。事務局からは以上です。

江波戸会長

ありがとうございます。本件についてどなたか意見はありますか。早坂委員、お願いいたします。

早坂委員

グループホームが、新規になかなか難しいというところは承知しておりますけれども、令和7年度から、新規に立ち上げる場合、市町村との話し合いを4カ月前からして、その市町村が真に必要なかどうかというところを問うというような、県のほうからの指導が入っていると思います。一方で国のほうは、特に包括型の事業所がターゲットになっているような感じですが、そこと就労Bに関しては、新規に立ち上がったところは報酬単価を下げるという話が出てきています。

包括型にターゲットが行っているのは、紛れもなく「恵」の事件があつてからの、事業参入に対して総量規制が入り始めているというところで、本当に足りていないところに必要なものが届かなくなってしまうのではないかという危惧がとともあります。特に医療ケア児の方たちは、包括型のグループホームで受けとめていく以外ないと思うのですね。ですから、今までは強度行動障害というと、日中支援型が割と通りがよかったというようなところがあるように思うのですけれども、やはりこれから新規参入で事業所の相談が来た際に、ぜひ市のほうとしても、足りていない事業に対して事業所がそれをやっていくことができるかどうかということも、問うていただきたいかなというふうに思っております。

我々は、報酬単価が下げられるというのは非常に厳しいことですので、包括型でも必要性を市が認めた場合には、そんなに簡単に、全てにおいて単価を下げると書かれているわけではないのですけれども、現実的にはそういう要素が強くなってくるので。

逆手に取ればいい機会で、そういう事業をするのだったら認めるということが言いやすくなるということもあるのかもしれないので。松戸市には、こども部会でも「受け皿がない」というお話はずっと出させていただいておりますので、こういう機会を使いながら、ぜひご指導も入れていっていただけると良いのかなと。これは意見というか、希望でございます。よろしくお願ひいたします。

江波戸会長

早坂委員、ありがとうございます。田村委員にもお尋ねしたいのですけれども、やはり重身の方だったりも多く、彩会さんは、支援としてあるのかなと思います。生活介護だったり、日中活動、そういった当事者の医療的ケア児者も含めて、通える場所というのはいかがな状況でしょうか。

田村委員

重身の医療的ケアが必要な方以外でも、重身の方の受け入れ先がなかなか厳しいかなというふうに考えております。動ける重身の方は特に、さらにショートを受け入れだったりというところで、グループホーム事業所の保護者の方もなかなか苦慮されている現状はあります。

ショートですら困っている状況で、そこでプラスでグループホームという、なかなかさらにハードルが上がって。今後、将来に向けての不安なことも大きいような意見をとて聞いておりますし、私も感じております。ただ、事業所としての受け入れもなかなか厳しいところでもあるので、そのあたり、事業所にとって受け入れやすい報酬単価であるとか、制度設計を一緒に考えていただけると、ありがたいというふうに考えております。

江波戸会長

はい、ありがとうございます。その他、委員からいかがでしょうか。

私のほうからも1点。意見みたいな形になってしまうのですが、先ほど障害者計画におきましても事務局からご回答いただいているのですが、以前、松戸市に関しては、あり方検討会の一部で生活支援部会というものがございました。こちらが現在、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに位置づけられているものなのですが、そちらの部会におきましては、もちろん退院促進だけの内容だけではなくて、住まいの場だったり、災害時の場というのを検討しておりました。

本日、菊田委員からご指摘いただいた事前質問においても、やはりグループホーム、体験入所、生活介護という住まいの観点が強いことから、今一度、このあり方検討部会に、そういった生活の場面、災害も想定した枠組みを検討するような事項があってもいいのではないかと思います。私のほうからは、以上です。

では続きまして事前質問NO. 5 菊田委員お願いいたします。

菊田委員

はい、菊田です。切れ目のない支援について、今月、フォーラムを開催するという情報をうかがっております。こういった18歳の壁を経験した事例を紹介するフォーラムというのは、今まで松戸市で開催されたことはなかったと思いますので、大変期待をしております。ただ、あまりこのフォーラムのことについて、聞きたいであろうお母さんたちに、情報が全然届いていないように感じるのです。

初めての試みということもあって、なかなか情報の伝達も手探りで頑張ってくださいているんだろうなとお察しはするのですが、告知の仕方などをご検討いただければうれしいなということと、今後もこういった切れ目のない支援についての当事

者たちへの啓発であったり、情報共有みたいなことが、継続で開催される予定があるのかどうかを教えていただければと思います。よろしくお願いします。

江波戸会長

本当にこのフォーラムに関しては、貴重な経験かと思います。今後の予定も含めて、事務局より回答のほうをお願いいたします。

事務局

この18歳、卒業後の進路選択についてということで、今年度こども部会で話し合いました。特別支援学校の先生方も参加していただいているのですが、実際に経験した方から進路選択についての悩みとか、そういったところを共有してもらおう場を設けたいということで、フォーラムの開催を決定いたしました。

部会の中で、話し合っていた中で、詳細が決まったのが12月だったこともあり、そこからチラシをつくったりということで、皆様への周知が遅くなっている状況です。

周知方法としましては、特別支援学校の先生や、児童発達支援、放課後等デイサービスの事業所への周知という形を取る予定です。あと、広報まつど2月1日号に掲載させていただいておりますので、ちょっと遅くなってしまったのですが、そのような形で周知をさせていただいております。

今回は初めての開催ということで、2月26日に開催しますので、そのときの反省をもって次年度以降もどういうふうに続けていくかとか、内容は検討していきたいと思っています。以上です。

菊田委員

すいません。2月26日のことについて、ちょっとおうかがいしたいのですが。私もスマホで広報に載っているPDFで見させていただいたのですが、こちらは、事前の申し込み等は必要ないと記載がありますが。

事務局

そうですね。事前申し込みなしという形をとっています。

菊田委員

ありがとうございます。周りで宣伝をしておきます。

江波戸会長

ありがとうございました。では続きまして、事前質問NO.6について星野委員、お願いいたします。

星野委員

ありがとうございます。6番と7番は根底は一緒なのかなと思うのですが、この会議体が、ほかの会議体とどんな関係になっているかというところを、一度整理したほうが、星野が不勉強で申し訳ないのですが、ちょっと分からないところもあるので、教えていただければと思います。

例えばですが、医療的ケア児に関するガイドブックの作成のお話がありましたが、どの部門が作成をして、そしてガイドブックをつくるに当たって地域の方のコメントであったりだとか、困りごと、どんな内容があったらいいのかというところを汲み上げながら、作成していくものだと思いますけれども、どんなスケジュールだったり、だれがどの機関に相談しながらつくっていくのか。その1つは、この協議会であったり、別の会議体として、医療的ケア児支援のための連携推進会議も、市が主催されていると思います。そんなところと、どのように協議しながらやっていくのか。まあ、1つの例だと思います。

7番に書いたのは切れ目のない支援については、障害者計画推進協議会でも議論があったというふうに聞いていますけれども、この協議会との連携だったり、連動というのを、どのようにとらえていくべきなのかというところだと思います。障害福祉計画を更新する際には、意見を聴取することが法律上の義務になっているということもあると思いますけれども、今もさまざまな議論があったと思います。

菊田委員から、おむつの話もあったと思います。この会議は、要綱であったり、ホームページを見ますと、協議の場であるということが記載されていると思います。まさしく今、協議していると思いますが、協議したものが一体どこに上がって、協議・施策化されていくのか。協議の場ですので、この場で施策化はしないとは思いますが、そうすると、この会議体の親会議というのは、計画推進協議会なのか。そうすると、協議会にいつ上がるのか。障害者計画推進協議会は1月30日に既に開催されてしまいましたけれども、そうすると今の議論は、来年度になるのでしょうか。

自立支援協議会で、例えばですがおむつの話が出た。施設やサービスの不十分があったというものが議題として挙がっているのです。挙がっていて、それが議論されたら、もう1回こんな議論がありましたというふうにこの協議会に下りてくるのか。

何かそういった連動がないと、ライフサポートファイルもそうですけれども、いつも同じ質問となっていて、我々も施策を議論したいなと思っても、ここは協議の場なので、ここで話してもあまり深まらないかなと思いますので。

ここが協議の場だったら、「協議の場として課題を抽出するだけ」というふうに言われれば、まあ理解しますけれども。それが今、何か混在しているので、同じ議論が繰り返されていたりだとか、事務局に何か要望する場だけになってしまうのかなと思いますけれども、どのように整理しておくといいのでしょうか。

江波戸会長

星野委員、ありがとうございます。事前質問に関連して、協議会のあり方だったり、位置づけについてもご質問があったかと思います。事務局のほうから、ご回答のほうをいただけますでしょうか。

事務局

はい、事務局になります。今、星野委員から6番と7番の質問を関連づけてご質問いただいたかと思います。

まず1点目としては、おっしゃられているとおり、市が主催している会議体が幾つかございますけれども、親会・子会のような形で上下関係がある会議体ではございません。あくまで各会議体とも独立した会議体ということが、まず大前提としてあると思っております。

その上で、会議内容や関連性というところで申し上げますと、各種会議体において、必要な情報であったりとか課題等については、会議間で内容の共有は必ずさせていただいております。先ほどお話の挙げた医療的ケア児に関する会議が明日ございますが、その中でも障害者計画の中で医療的ケア児のアンケート調査等を行っておりますので、そこで出てきた課題等については、医ケアの会議体の中で事務局からご説明させていただく予定となっております。

その上で施策化につながっていく会議の場ということになると、一番直結するのは、障害者計画推進協議会になるかと思えます。これはもう、計画の中に施策を具体的に明記していくという部分になってくるので、施策化という点では一番関係性の強い会議体になってくるかと思えます。

事前質問の回答にも記載させていただいているんですけども、まず自立支援協議会で議論いただいている部分につきましては、障害者計画策定のタイミングで意見聴取することとなっております。現計画につきましても、計画策定年度の10月に障害者計画推進協議会が開催されているのですが、そのタイミングで次期計画素案の検討を会議内で行っております。その際に、事前に自立支援協議会委員の皆様にも、計画素案内容につきましては、事前質問をいただいております、いただいた内容をもとに、障害者計画推進協議会の中で、自立支援協議会の中ではこういった課題感を持っているとか、施策の提言があったということをご共有させていただいているところでございます。

少し分かりづらく各会議体の関連性がないように見える部分もあるんですけども、事務局としてはそのような形で整理させていただいて、最終的には各種会議体の中で出てきた意見や課題感について、各種会議体の中で共有させていただいているところでございます。こちらからは以上になります。

星野委員

ありがとうございます。確かに素案についてみんなで議論して、その中で事前質問みたいな形になって、協議会にも上がったのかなあとというふうに思います。

まあ1つ好事例だと思いますので、そのようなことが他の話題、今日出た話題でも同じようにあるといいのではないかなと思います。少なくとも、こども部会として医ケア児について関連する議題として出たわけですので、医ケア児の連携推進会議の中でも関連する話題が、次回の自立支援協議会でも何か共有みたいなものがあるといいんじゃないでしょうか。

もしくは、今、菊田委員がおっしゃられたような質問に関するようなことが、計画推進協議会のほうであれば、その内容がコンパクトにこの会議体でも報告されるというのではないかなと。そうすると、幾つかの質問は省略されるのではないかなと思います。実際、事務局の中でうまく差配していただいているのであれば、そういったものを目に見える形で委員にも共有いただけると、非常に、議論がより深まるのではないかなあと思いました。ありがとうございました。

江波戸会長

星野委員、ありがとうございました。おっしゃるとおり、そういった、この本協議会の意見だったり計画に反映されるならば、その内容はぜひこの委員の方を含めて、各部会に持ち帰っていただけたらと思います。ありがとうございました。

ほかの委員から、何かご意見はありますか。早坂委員、お願いします。

早坂委員

今の星野委員のご意見に追随してですけれども、確かに自立支援協議会は協議の場であるとは思いますが、市の中にあるご指摘の問題の課題を抽出して、より施策につなげていけるような議論をしていくという、そのための、施策に向かっていくための提案とか議論というところが、自立支援協議会を発足しろという最初の国の指針の中では、謳われていると思うんですね。

ですから、やはりここで出たことが、何か少しでも形に変わっていくような方向性ってというのは、求めていかなければいけないのだと思います。ですから、それがどこにつなげて、どこの会議につなげていくことで、より形につながりやすいのかというのは、市のほうにお任せするしかないのかもしれないんですけども、ぜひそういう視点を持って。

ここで話されていることがずっと同じように挙がってきていることが、少しでも先に進んでいるのかどうかというのは、やはり私たちにもすごく責任があることだと思います。ですので、ぜひそういった視点でお話をつなげていただきたいと思います。

のは、前々から思っているところでしたので、意見として言わせていただきます。

江波戸会長

早坂委員、ありがとうございます。

以上で、このあり方検討会の報告等は終わると思うんですけども、今の早坂委員、星野委員の話を受けて、その他の委員でこれまでの報告も含めて何か補足するべき事項はございますでしょうか。大友委員、お願いします。

大友委員

すいません、重ねて今の話に対する意見としてなんですけれども。私は拠点会議に出たり、この協議会に出たり、あり方検討会に出たり、さまざまな会議体に出させてはいるんですけども、どこの会議体でも同じような問題がずうっとずうっと出ていて、それが何か連動した形になっていかないっていうのをすごく感じています。それぞれが、それぞれの場所で言うてはいるんですけども、それがまとまった形になっていかないというのは、やはりちょっともったいないなというか、時間ももったいないし、これだけ考える場があるのに、それを統合していく形になっていかないっていうのがあります。

このあと、サポサポっていう連絡会でも報告させてはいただくんですけども、そういったいろいろな、さまざまな会議体が連動して行って、1つの形になっていくということをつくっていかなきやいけないなというふうに思っていて。そうですね、別々に機能しちゃっているという感じがしています。

特に松戸市の相談を担っている、中心を担っている基幹相談支援センターからは、多分、地域の課題はかなり挙がってくると思うんです。基幹の方は、いろんな会議体にも参加していらっしゃるというところなんですけれども、この市の課題をここで協議するという大事な場に、やっぱり基幹の方がいらっしゃらなかったりとか。どういふようなメンバー構成にするのかとか、これをどう踏襲して、さっき星野先生もおっしゃっていたみたいにそれらの情報をどう伝え合っていくのか。あるいは、どう連動させていくのか。

それぞれが独立した会議体とおっしゃるのもわかるんですけども、そういう位置づけというのはわかるんですけども、ただ、それが機能したりとか、本当に施策につながっているという方向に行かないと、私たちはいろんな会議をたくさんやっても、話し合っている意味が全くなくなってしまうので、ぜひ連動する形をつくっていただけたらいいなというふうに思っています。

お願いというか、みんなここに挙がった声が、ちゃんと施策につながったという実感の1つでも、挙がってくるような形にさせていただきたいなと思います。はい。以上、意見でした。

江波戸会長

ありがとうございます。事務局から、何か本件に関してございますでしょうか。

事務局

貴重なご意見を数々いただきまして、ありがとうございました。現在全ての個別の会議体のハブとなっているのは障害福祉課ということになりますので、各会議体で挙げた意見が連動できていないという意見については私どもの力不足な点が出ているのかなというところを痛感しているところでございます。

いただいたご意見を整理すると「見える化」というところだと思うんですね。それこそ自立支援協議会で議論した内容が実際に施策に反映されたりとか、課題解決につながっているということが今は見えてこない。それは自立支援協議会でもそうですし、障害者計画推進協議会、医療的ケア児の会議でも同じ課題なのかと思います。そういうところをまず、各会議体で挙げた課題や意見についての市としての「見える化」をまずはもっと進めていかなければいけない。

これは前回の自立支援協議会でも試験的に建議いただいた内容について進捗報告をさせていただいたかと思います。こういった取り組みは、障害者計画推進協議会でも、同じように行わせていただいているんですけども、このような取り組みを継続して各会議体において行う必要があるということが、まず1点目でございます。

その上で2点目としては、各会議体で様々な議論がされているものを集約化して、それを施策として反映させていくというところ。これも各会議体に対して「見える化」していかなければいけないという部分かと思います。先ほども申し上げたとおり、最終的には一番見える形が施策化ということになると、どうしても市が主体となって行っていくところがございますので、障害者計画の中に明記していくというところが、皆様に一番見えやすい形になるかとは思っています。

そのこのところも、各会議体での議論内容をどういった形で集約していくのか、連携していくのかというところについては、数多くの会議体があるので、頭を悩ませているところではあるんですけども。今後、検討していかなければいけないところなのかなというのは、事務局としても重々承知しております。

もし「同じような議論が続いていて施策が進んでないじゃないのか」とか、「議論してきた内容が反映されていない」というところがあれば、この会議体の中でも、皆様から引き続きご意見をいただければと思っております。ありがとうございました。

江波戸会長

皆様、ありがとうございました。ちょっと事務局のご負担も増えてしまう部分もあるかもしれないんですけども、また適宜のご報告等をいただければ幸いです。

星野委員、お願いします。

星野委員

1つの案ですけれども、親と子の関係をつくっちゃうというのも、1つなのかなとは思いました。例えば虐待で言うと、高齢者虐待と、子ども・児童っていうのは、各ネットワーク会議体があって、それが子どもですね。親に当る連携推進会議っていうのは、年2回ある。そこで計画策定を行ったりとか、全体の進捗を行うというものがあると思います。

高齢者の分野ですと、市の地域ケア会議というものが協議の場としてあって、このメンツの高齢者版・介護保険版みたいな職種が、まさにこの会議に集って協議をする。施策、こういったものが必要だと言う、それが介護保険運営協議会。これが親なのか分かりませんが。介護保険運営協議会は、計画策定の会議体でもあるので、それが上位の会議体として、そこで実際の制度化や施策化について話し合う。そこでは、具体的な課題だとかは抽出しない。

そんなふうに親と子というものが、虐待だったり高齢・介護分野ではあるわけですので、もし障害の分野でそういったものをつくるのであるとすると、協議の場であるこの会議体が子供になって、親が計画を担うようなもの。計画を担うということは、まあ上位と言えば上位なのかなと思いますけれども、そんなふうに親と子であったり、なだらかにそういったものを目指すであったり、そういったもの。

「見える化」と今、大事なご指摘を事務局がされましたけれども、「見える化」の中では、わかりやすい「見える化」なんじゃないかなあと思いました。以上です。

江波戸会長

星野委員、貴重なご意見ありがとうございました。

続きまして、6ページでございます、松戸市相談支援事業所連絡会報告書について、内容の説明をお願いいたします。

大友委員

はい、報告させていただきます。資料の後半のほうには、事例検討シートというのがついております。今回は市のから、任意団体である相談支援連絡会というところに、地域からの個別事例を挙げて、そこから地域の課題抽出をしてくださいという指名がありましたので、この検討に至ったということなんです。

この事例検討シートというのをまず伝えまして、相談員その他からこういうケースを集めていったというところで、ここには数事例しか載せていません。個人情報削除したような形で載せてあるというところと、すべてをここに細かくは載せていないというところで、ご承知おきください。提出事例対応というのをつけておりますので、

また皆さんお読みいただいて、参考にさせていただければと思います。中心で見ていただくのは、指定調査部会報告というもので見ていただければと思います。事例についても簡単に、どんな事例が挙げたかをまとめてあります。

簡単にお伝えすると全部で35事例というところだったんですけど、暮らしの場については、8事例。障害特性にかかわらず一番多かったというところですよ。レスパイト、短期入所というところもありました。

身体障害の方から、1事例。支援体制の構築の難しさ。難病とか、その疾患によってもあるということが出ていました。

精神障害の方は1事例。入院以外のレスパイトの場とか、日中活動の場所が、精神障害の方たちも不足しているというところでした。

知的障害の事例では、医療受診を拒否されているという現状があるということが1事例。経済的な搾取をされても、気づいていない事例が1事例。

児童のほうでは、やはり短期入所の不足というのが出ていました。あとは、精神疾患や知的障害の親御さんがいる場合に、療育・教育とか、何か生活支援が充実していないというものが2事例。児童相談所については、生命の危機的な状況がない限り、対応がなかなか進まないというところが挙がっていました。

あとは、外国籍の親御さん1事例。言葉の壁によって、適切なサービスにつながらないというものでした。

あとは、子どもの個性・特性に応じた支援について、適正なアドバイスが得られないというところが4事例挙がっていました。また、発達センターの外来が、数カ月に一度しか受けられない。療育が子どもの成長の変化に全く追いついていないというところも挙がっていました。

特別支援学級・支援学校の過密化、教員不足については、5事例挙がっていました。子どもたちの尊厳について、放デイとか支援学級において、ちゃんと尊厳が守られるような支援がされていないんじゃないかということが挙がっていました。

事例から課題が挙げたが、実際は検討・対応が可能と思われるケースというのでも2事例挙がっていました。まあ本当に、自由に事例を挙げていただいたので、その中でもう一度検討してみると、対応できるケースとかいうのもあるというところでした。

今回は本当に、去年この検討シートを考えて、そして事例を集めるという、すごい超スピードでやったので、35事例というものでとどまっていました。今回の、初めての事例集約から、いろんな課題が挙がっています。下の括弧のところにあります。挙げた事案の中には、地域課題に至らず、対応方法の課題というものもあったというふうなことです。

しかし、「地域課題につながるものだけを挙げてください」と伝えたときに、事例提出のハードルがかなり上がって、課題につながるであろうケースを見逃してしまうことにつながる恐れがある。相談員たちに地域課題とどうつながるかを意識してもらい

ながらも、事例を挙げやすい雰囲気づくりが必要と思われるというところがありました。

ケースワークとして対応が困難と感じたら、ひとまず事例を挙げてもらい、そのあと地域課題につながるか、あるいは個別ケース対応としてのアドバイスを行っていくか検証していくという過程を取るのが良いと思われます。今回は、事例を集約するところまでしか行えていません。上述したように、集約した内容の精査と、さらには提示した事例について、対応の困難さを抱える相談員へのアドバイスなども行っていく必要があるというのを感じました。

今回、事例の集約については、相談支援連絡会の運営委員の少数で対応しました。しかし、事例の地域課題としての検証や、相談員への指導も行うのであれば、基幹相談支援センターや、主任相談支援専門員の協力が不可欠であるというところを非常に感じました。先ほども申しましたように、連絡会は本当に任意団体で、それぞれやっで行こうという人たちの気合で10年以上やってきた団体ですので、やはり任意団体の中だけでやることの困難さをかなり感じたというところも、1つには大きくあります。そうですね。また次に、どういうふうこれからこの個別事例を検討するということが、本当に意味があるというのを、今回やってみてすごく感じたんですね。相談員たちの底上げ。困難ケースのときにアドバイスしてもらったり、やっぱりスムーズに事例に対応できたりということにも、つながっていくというところがあり。この事例検討についてもかなり意味がある、地域課題抽出もかなり意味があるというところで、任意団体である連絡会のメンバーだけではなくて、そこにきちんと主任相談支援専門員が参画するとか、基幹相談支援センターがもっと連動して、一緒にこの課題について向き合っていくというところを、どうやっていくかというところを今、検討しているところです。

前回の相談支援のあり方検討会でも、この問題は挙げさせていただいてまして、相談支援専門員のみを集まりが年6回あるんですけども、その中でこの課題検討みたいなところ、事例に向き合うというところに、主任がちゃんと参加してもらえりような状況をつくるのか。基幹と一緒に参画してもらって、一緒にアドバイスしたりということも、やっていってもらえるのかとか、そういうことも検討してもらっているというところではあります。

やはり主任相談支援専門員たちは、あり方検討会にかなりの人が参加しているんですけど、その方だけの意見をうかがったんですけども、主任という資格を持ちながらも、やっぱり運営がかなり大変だったり、自分のケースに向き合っていると、そこで「サポサポ」とかの勉強会に、なかなか参加できないという現状みたいなことがあったので。少なくとも収入という意味では、きちんとこの事例検討に参画したら、ちゃんと加算が得られるとか、具体的な益があるようなところを検討しながら、もっと主任たちが参加できる方法というのをも検討していきたいというところで、協議は進

めているというところです。

江波戸会長

はい、大友委員ありがとうございます。先ほど司会からご説明いただいたように、きょうは相談支援従事者現任研修のインターバルとして、多くの相談支援専門員にご参加いただいていると思います。本当に皆様方に支えられて、この地域事例シートは完成したと思っております。ありがとうございました。

では、こちらに関しても事前質問について確認できればと思います。質問 No. 8について、星野委員よりお願いできますでしょうか。

星野委員

はい、ありがとうございます。これはもう先ほど議論したとおりですので、この課題を検討すると、県教育委員会に要望するものが出てきたりであったりだとか、こども発達支援センターの外来領域のキャパシティの問題だったりというところで課題が出たわけですので、それをこの協議会で今、詰めて議論しても結論は出ないと思いますので、こういったものを一体どこで議論していくのかという、また例だと思えます。

そういったものは、私のほうでも考えていかなければなと思います。その1つの例として、繰り返しになりますけれども、障害者計画推進協議会を1つの例として出させていただいたという形になります。以上です。

江波戸会長

はい、星野委員ありがとうございます。

では、事前質問9番。菊田委員のほう、お願いいたします。

菊田委員

私のほうからは、今回この報告に関して、松戸手をつなぐ育成会さんから連絡会への報告という形で、当事者であったり、親御さんたちから、多くの困りごとが届けられていることが大変珍しいと言っちゃいけないのかもしれないですけど、ここの協議会の場で、なかなか当事者の生の声というのを聞く機会はとても少ないなと感じておりましたので、とても貴重なことだと思えます。こういった取り組みは、継続してやっていただきたいなと思っています。

反面、私は肢体不自由の団体の長をやっておりますので、育成会はいいなという、うらやましい気持ちもとても強く。今後、もし当事者の意見を集める機会などがあれば、いろんな団体に声をかけていただければ、言いたいことは山ほどありますので、ぜひお声をかけていただけたらうれしいなと思った次第です。以上です。

江波戸会長

はい、ありがとうございます。本件に関しても、事務局よりご回答いただけますでしょうか。

事務局

はい、事務局よりお答えいたします。

今回は、相談支援連絡会の会長である大友委員が、松戸手をつなぐ育成会の会員のお子さんの支援にも多くかかわっていることから、親御さんの集まりに招待されたことをきっかけに、意見交換が行われたというふうにかがっております。今回はこの相談支援連絡会からの報告が初回ということもありましたので、事例収集に主眼を置く形となりました。ほかの団体の方からの意見の聞き取りといったものを、強く意識した取り組みまでは行ってはおりませんでした。今後は、そういったところも含めて、偏りをなるべく減らしながら、さらに幅広い分野から住民の意見を集めて、地域課題の抽出のために、その方法については相談支援連絡会の皆様と協議させていただきたいというふうに思っております。以上です。

江波戸会長

はい、ありがとうございます。大友委員、いかがでしょうか。

大友委員

菊田委員ありがとうございます。本当に今回、すごいスピードで、まず個別事例を挙げていこうかというところで、相談支援専門員は、個別事例からだけではなくて、スクールソーシャルワーカーだったり、学校の先生方だったり、MSWだったり、医療従事者の看護師さんだったり、本当にたくさんの方々の声を聞くんですね。

「今、これで大変なのよ」とか、「先生、足りないのよ」とか、「やめちゃったのよ」とか、いろんな声をうかがった機会を多く持つので。手をつなぐ育成会さんをお呼びいただいたのは、本当にいいタイミングと、いいきっかけだったというところでした。やっぱり、こういう声を届ける機会に、連絡会が相談支援で仲良くなっていけるんだなと思いましたので、ぜひ色々な団体様にもお声かけして、一緒に事例を上げていただければと思います。よろしくをお願いします。

菊田委員

ありがとうございます、よろしくお願ひいたします。

江波戸会長

はい、ありがとうございます。すいません、私のほうから大友委員にちょっとご質

問なんですけれども。先ほどの、やはりこの相談支援専門員任意団体というところで、よほどの大変さというのをうかがえたかなというのは思うんですけども。やはりこれが、この本協議会、もちろん障害者計画に連動する会議体として期待されている一方、今後の持続性だったり、継続性という部分に関していかがでしょうか。

大友委員

持続性ですね。本当に、後ろにいらっしゃる相談員の皆様と、あと中核・中心で運営をやっているメンバーの思いだけで運営している団体ではありますので、やはりそれは思いだけにとどまらず、きちんと。やはりこれは、自立支援協議会から相談支援連絡会に下ろされた取り組みではありますので、これをきちんと継続していくためにも、どういうふうにこの団体をサポートしていただけるのかという、そこもしっかりくみ上げていっていただかないと、本当に継続が不可能なときも来てしまうかもしれないという。

今は思いがあるからというところですが、そこは一緒に最後に提案した加算のことも含めてだったり、主任相談支援専門員の指導であったりの検討を進めていっていただきたいなというふうに思います。

江波戸会長

はい、ありがとうございます。その他、委員から何かご質問・ご意見等ございましたでしょうか。早坂委員、お願いいたします。

早坂委員

はい、ありがとうございます。事例の抽出というのは、すごく大事なことだと思いますし、いろいろな情報が集約されてくるという意味では、すごく大事なことだと思っているんですけども。この事例の抽出でありがちなのは、抽出してわかったような感じになって、そこから先に進んで行かない。勉強会のような形で終わってしまうということが多々あります。これを、市のほうが連絡会に依頼したということは、やっぱり今後、この抽出されてきた内容を、どこでどんなふうに集約していくのかとか。先ほどからずっと課題になっています、その施策であったりとかと、どう結びつけていくのかというふうなところに、きちっと意図していけるようなものにしていかないと、もったいないかなというふうにすごく感じます。

少なくとも、この連絡会の方たちはこれを抽出して、1枚目の下から5行目の所に、「子どもの特性に応じた支援について、適正なアドバイスを得られていない」ところがあるんですけども、松戸市の相談で、子どもは30%を切ってしまうような勢いだと聞いています。つまり、相談員がいないということですよ。子どものことをちゃんとわかって、対応してくださっている相談員がいないと。こういうことの実態を埋

めていかないと、この事例がいくら上がってきても、何も変わっていかないという気がします。

ですから、ぜひこれを、やはり生きたものにしていく。継続も大事ですけども、生きたものにしていくために何が必要なのかということも踏まえての、事例の収集というところをしていただけたらなと、要望します。

江波戸会長

早坂委員、ありがとうございます。おっしゃるとおり、この地域課題の抽出というのは、もちろん国が示した絵の中の一部ではあるとは思いますが、こちらに関してこの抽出された課題、もしくは地域課題として相談支援連絡会さんの挙げたものというのを、市として、市の会議体の構図として、どういった形で生かしていくのか。もし、事務局のお考えがあれば、教えていただけますでしょうか。

事務局

はい、事務局になります。今回この個別事例の検討ということをお話をしたところではあるんですけども、おっしゃられているとおり、非常に課題が多かったというのは、事務局側としても認識しているところでございます。

まず、1点目としてあったような、この活動の継続性。先ほど、江波戸会長からもお話しがあったかと思えますけれども、こちらについても、おっしゃられているとおりで、かなり相談支援専門員の皆様にご負担をかけてしまったのかなという部分も、否めないのかなということを感じているところでございます。

それこそ、事例収集というところについては、市としてなかなか協力できる部分はないのかなというところではあるんですけども、そこから「こういったところが地域課題だよ」とか、それこそ「その課題を検討する中に入って行く」とか、多分、市としての支援のあり方というのは様々考えられるかと思えます。

それこそ、先ほど加算のお話しも出てきましたけれども、そういったところで、何かしらの形で、この個別事例の検討というところが継続できるような形で、市としても次年度以降、検討を図っていきたいとは思っております。

あとは、施策の実現性的なところですよ。ここで挙げた課題について、どういった形で実現していくのかというところは、先ほど星野委員から挙げたお話しと重複してくる部分ではあるのかなと思うんですけども、これをどういった形で施策として反映していくのかというのは、市としても課題と認識しているところではございます。各会議体での議論を例えば障害者計画にどのように反映させていくのか、そういった会議の関係性も含めて、事務局としても今後検討を図っていきたいと考えております。以上です。

江波戸会長

はい、ありがとうございます。大友委員、お願いいたします。

大友委員

はい、ありがとうございます。

最後のせっかく挙がってきたこれは、一番底面のところの、みんなが抱えている課題がここで挙がってくると思うんですね。先ほどからずっと出ている連動の話ではあるんですけども、あり方検討会とこの連絡会って、報告はしていたんですけど、やっている活動がちゃんとつながっていない形ではあったのです。少なくともこの事例についてとかは、ちゃんと挙がってきた課題とかを、あり方検討会に報告して、さらにそこで課題を把握して、あり方検討会からも自立支援協議会に上がって行くみたいな。

一部分のところですけど、ここだけでも流れをつくって、きちんと自立支援協議会に上がって、市の政策につながるみたいな形をつくっていきたいという話を、この間のあり方検討会のほうでも提案はさせていただいているところなので。そうですね、挙がってきた事例が無駄にならないように、きちんと上に絞り込んでいけるような形ですね。

やはり基幹相談支援センターが、相談支援専門員たちを指導するという役割。個別事例から困難事例を一緒に考えて、指導して、底上げをしていくというところで、基幹は、実はそういう役割を担っているところなんですけれど。そこは、どんなふうに行っているかは、まだうかがってはいませんが、実際、ここで相談員たちから具体的に挙がってきます。

これは、逆に言えば、困難事例を一緒に考える機会ということにもつなげていけるので、かえってやりやすいやり方です。困難事例を個別で相談してももちろん対応していただけますけれど、こうやって挙がってきたものにも、どんどん答えていただいて。多分それは、相談員たち全員で共有されているので、「この事例には、こうやって対応すればいいんだ」とか、そういう形もつくっていけたりするので、いかようにも生かし方があると思います、とてもいい取り組みにつながっていけばというところを希望しています。

江波戸会長

はい。大友委員、ありがとうございました。

皆さん、お手元の資料の11ページを見ていただきたいんですけども。この相談支援連絡会の事例検討シートNo. 1を、ちょっと参考にさせていただくんですけども、この一番下の部分ですね。「地域共通課題として行政に提案したい事項」という部分があるかと思います。やはりこちらに関しては、その相談支援専門員さんのスキルだっ

たり、賢知だったり、地域をどこまで理解しているかという部分の能力的な部分にも、大きく影響されるかなとは思いますが。

先ほど早坂委員から、やはり児童に関しては計画相談がついている人が30%というお話もあり、相談支援専門員の量的拡充を望まれる部分もあったかと思うんですけども、やはりこの相談支援連絡会としては、その地域課題に、もしかしたら個別のアプローチ・技法で対応できる部分もあるのではないかという部分も含めた、相談支援専門員の質の担保という部分に関しても、来年度以降は尽力していきたいと。相談支援連絡会の事務局の立場として一言、皆様にお伝えできればと思っております。私からは、以上です。

その他、委員のほうからいかがでしょうか。星野委員。お願いいたします。

星野委員

事前質問No. 10。今、議論した内容の延長なんですけれども、2点ありまして。

1点目が大友委員も言われていましたけれどもこの事例検討を、どうやって継続していくかという話だと思います。実は、任意団体というか、職能団体の方にお任せをしているという状況だとは思いますが。実際、任意団体の相談支援専門員の方以外で、このような事例抽出を丁寧にやってくれるところも、現段階で地域にはないのではないかなと思います。

ただ、未来の絵として、これをどこが担うかという、参考になるのは高齢介護分野の地域ケア個別会議なのではないかなとは思いますが。つまり地域包括支援センターが年4回個別会議を行って、この個別会議で1回につき2事例扱う。まあ、2事例を提出した相談支援専門員さんはあんまりいないですけども、ケアマネージャーさんが主に事例を出して、それを地域の専門職を含めて、民生委員さんとか、オレンジ協力員さんとかもいますけれども、そこで揉んで、課題を抽出して、それを市レベルの地域ケア会議に挙げるというものがありますけれども、そういった像に近いのではないかなとは思いますが。

もちろん、市が事例もすべて抽出するというのは、ちょっとないかなと思いますので、実際に近いのは3つの基幹。障害分野であれば、基幹相談支援センターが、そのような個別ケア会議を地域に開かれた形で行って、事例検討を行う。そこに相談支援専門の方が、事例とともに出席をする。そのような形に移行していくところなのかなとは思いますが。

今回、第1弾をやっていただいて、相当この「事例シート」という形に集約化されつつあるかなとは思いますが、「事例検討シート」を使いながら、ある程度、任意団体ではなくて基幹のほうで受けとめていただく。そんな形の準備を、今、任意団体が頑張ってくれているんだ。そんなふうにしていくのが、いいのではないかなと思うのが1点です。

最後、2点目。ここにも書かせていただきましたけれども、医療だとか法律からの問題も出ているのではないかなと、これを見ていて思いました。例えば11ページですけれども、このNo. 1の事例に関しては、ご両親が、特にお母さんに全身疾患があるということです。このお母さん、医療を継続的に受診しているのかなと思いました。12ページの事例では、統合失調症の方で、措置入院を繰り返しているわけですが、繰り返さなくてもいいような対応って、継続受診しているのかなと思います。3番の方は、服薬調整のために入院するんですか。やっぱりお薬の調整が難しいんだろうなと思います。

4番の方は、訪問看護が入っているんですね。脳出血で倒れた方ですけど、訪問診療は入っているのかなとか。No. 6は事件ですかね。No. 7は、訪問介護は開始したけれども、この方は臭いにちょっと過敏で、「お化粧品をしていた」ということで訪問診療はつらいということ。医療は途絶えたということだと思います。

ざっと見ただけでも医療の課題はありますけれども、それも含めて相談支援専門員さんに何とかしなさいと言うのは、ちょっと違う話だと思います。医療は医療の専門家に任せるべきだと思いますので、こういった事例に何らか医療職がコメントできる、そんな場もあるといいのではないかと思います。現在の任意団体にお任せする状況では、それは難しいと思いますから、そういう点も込めて、基幹のほうでそんな会議を構えていただいて、相談支援専門員も出る、医師も出るみたいな形にするのがいいのかなと思います。

そして、先ほどもチラッと言いましたけれど、このNo. 1の例で言うと、お母さんが精神疾患でお父さんも発達障害がある。その子の療育って、どんな法的な考え方をすべきなのかとか。No. 6の場合には、何か事件があった。そういった意味では、非常に法的な問題です。それは、相談支援専門員さんも、医師もわからない。それはもう、神保先生にしかわからないみたいな形ですと、法的な助言もあったほうがグッと進む。医療じゃない、障害福祉サービスのほうじゃない、でも法的な助言が聞きたい。そこで支援がグッと進むというケースもあると思いますので、医療や法律家も交えた、そんな事例検討の場というの、将来的に考えていく必要があるんじゃないのかなと思います。以上です。

江波戸会長

星野委員、大変失礼いたしました。ありがとうございます。

では、事務局の回答をいただいたのちに、神保委員、大友委員からもお話を頂戴できればと思います。事務局のほう、お願いいたします。

事務局

事務局よりお答えいたします。先ほど、大友委員からの報告からの中にもありまし

たとおり、事例検討のあり方につきましては、今、基幹や主任相談専門員の関与や協力のあり方について検討を進めておりますので、さまざまな方法を含めまして、今後の事例検討のあり方につきましては、改めて検討してまいりたいと思っております。

江波戸会長

ありがとうございます。では、神保委員いかがでしょうか。今後の進め方について、御意見を頂戴できればと思います。

神保委員

今のお話を聞いておまして、二つに分けて考えないといけないかなと思うのは、1つが、個別の事例に法曹関係者がどうかかわるか。2つ目が、そのかかわった事例から抽出された課題というんですかね、個別の事例を検討したときに出てきた課題を、もっと抽象的なこととして、どう市役所なりに挙げていくか。という2つのことを考えなければいけないかなと思うんですね。

1つ目の、個別の事例に法曹関係者がどうかかわるかというのは、本来の原則は、実は弁護士会なりが、あるいは、その他の法曹関係者が頭にあった本来のやり方というのは、実は「法テラスを利用してください」というのがあるべき姿だったのですが、現実にはあんまりこれは機能していません。というのは、なぜかというと法テラスは、その制度上というか、作り上、いろんな弁護士が登録していて、名簿を細かく分けていません。例えば、障害のことに詳しい弁護士の名簿とか、高齢者のことに詳しい弁護士の名簿というふうにやっていないんです。これにはいろいろ事情があって、ここで話すとき長くなるので、どういう事情でそうなっているかは省略しますが、とにかくないんです。

そうすると、個別の事例で「これは法律の問題っぽいね」というのが出てきましたと、そのときに福祉関係者・支援関係者が、「法テラスに持っていきよう」と言って持って行って、実際に解決するかというと、なかなか難しいということになってしまっていて。これは我々弁護士たちのほうで、この事例、こういった問題というか、「法テラスに持っていても、実は詳しい弁護士があんまりいません」というのは、何とかしなくちゃいけないというふうに思っているんですが、現実にはなかなか進んでいないというところがあります。

そうすると、当面のところは、「法テラスを中間に挟まずに、詳しい弁護士に直接聞きましょう」と。福祉関係者・支援関係者が、「何か法律問題っぽいね」となったら、直接、詳しい弁護士に聞くしかないねというのが、今のところのしのぎ方ということになっています。

これに関しては、高齢者の分野とかだと、私のところによく地域包括支援センターの職員さんとか、ケアマネさんからかかってきていて、ある程度、個別の事例に関与

できているんですが、障害のほうに関しては、あんまりかかってきていないという現実があります。これが何で起きているかというのは、私は制度設計のほうにかかわっているわけではないので、実はよくわかってはいないんですね。ほかにも、私以外にも、松戸市内には障害関係に詳しい弁護士が何名かいます、本来はそういったところに、積極的に相談に行っていたらいいところですので、むしろこの辺の制度化というんですかね、今後、課題としてやっていきたいなと思っています。

問題点の第2。先ほどお話した個別の事例を、我々法曹関係者が対応しました。そこで出てきた課題を、どう上げていきましょうかということに関しては、これはむしろ我々ではなくて、ほかの福祉関係者・支援関係者の皆さんのほうに、「今回、こういうことがあったんだ」と我々がお話した中から、課題を抽出してほしいというのが本当のところですよ。

我々は、法律の話はプロですからもちろんわかりますし、「この事案でどうしたらいいか」というのはわかります。ところが、「この事案と、この事案と、この事案と、この事案をやっていました。ここから課題を抽出しましょう」というのは、ふだん障害者の行政に接している、あるいは障害者の制度に接している皆さんじゃなければ、できないところなんですよね。ですから、我々のほうから、「この事案と、この事案と、この事案をやってみた結果、何かここがひっかかりました。例えば三つの事案とも、障害のある方がどこかに入所してもらわないと、ちょっと問題の解決はできなかったんです」というところまでは挙げられますので。

ぜひ我々に、そういったことを聞く機会と言いますかね、福祉関係者・支援関係者の皆さんから、「個別の事案を三つぐらいやってみました。どうでしたか」というふうに聞いていただく機会を設けてもらえれば、我々のほうで、「何か入所先で…。まず入所してもらって、そこからスタートだったのに、入所先がなかなか決まらなかったんです。ここからどういう課題があるかは、ぜひちょっと皆さんのほうで考えてもらえませんか」みたいな。こういう機会というものがあればいいなと思っていますので、そういったものを設けていただければなと思っています。以上です。

江波戸会長

ありがとうございます。具体的な内容も示していただき、大変ありがたいなと思います。これまでのお話を受けて、大友委員、いかがでしょうか。

大友委員

はい、ありがとうございます。大変、参考になりました。やはり何かつながりがないと、なかなか相談員たちも相談する機会がなくて。でも、今お話をうかがって、改めて聞く機会があったり、「このケースって何か法的な問題が絡んでない」とか。

例えば、さっきの事例の中にもあった触法、ちょっと窃盗しちゃう子とか、ほかに

加害しちゃう子とか。その子のこともあるんですけど、ほかの子の権利も絡んでいたり、いろんなことが絡んでいるけれども、なかなか方策が見つからないときもある。その法的視点を見て、どう動けばいいかっていうところも、実はとても参考になるんじゃないかなと思いました。

法的な相談をするときに、おつながりがあれば、神保先生に聞いたりということは行くのだと思うんですが、その辺は周知したっていいというか、どういうふうな場所に法的なことを相談したらいいかみたいな。何か、法テラスじゃなくて、ありますか。

神保委員

先ほど申し上げたとおり、本来は法テラスだったのでですけど、現状では、法テラスでうまく対応できるかというのは、なかなか厳しいだろうなというのが実感で。

松戸市内に、私を含めて詳しい弁護士は数名いて、我々の骨子というのは、簡単に言えば「事件を処理して、それでご飯を食べていく」という職業なわけで、紹介して嫌がられることは、ふつうはあまりないわけです。私を含め詳しい弁護士、多分、皆さんの頭に浮かんでいる弁護士は数名いると思いますが、その先生たちに、「こういうことがあったんですけど、やってくれませんか」と言えば、通常は「嫌です」とは言わないと思いますので、聞いちゃっていいと思うんですよ。

例えばその先生が、「自分は、ここは詳しいけれど、こっちは詳しくない」と。例えば私だったら、「高齢や障害は専門としてやっているけれど、児童はあんまり詳しくないんです」というときは、大体その弁護士を経由して、どこかよそへつないでもらえるので、「まずは聞いてみて」ということで、いいんじゃないかなと思いますけれどね。

大友委員

ありがとうございます。すいません。連絡会の委員、一員としての立場で。ちょっとみんなで、そういう情報を共有したいと思います。ありがとうございます。

あと、医療のほうとの壁というか、教育の壁が最初のところで、相談のほうで出ましたけれど、なかなかやっぱり、そう医療とうまく連携できていないというケースも多いかなというふうに思っていて。もっと活用できたらと思うんですけど、何でしょうかね、まだまだうまく連携できていない相談員たちも多いんじゃないかなと。

これは、入院とかを経験した人、例えば子供たちでも、精神疾患の子とか、発達障害の子とか、いろんなケースがあったりタイプがあって、いろいろあったりみたいところで入院したりとか。もっとお医者さんとちゃんとアクセスして、意見を聞いてということも、もっとやっていければいいと思うんですけども、その辺が教育と一緒に、医療はまだまだ近い存在でないような気はしますので、何か星野先生たちと一緒に、また相談させていただいて、ネットワークをつくる機会をこれから持っていく

たいなというふうには思います。

特にケア児の方は、どうしても医療とかかわるといふところもあるので、その辺の視点もどんどんいただければと思います。ちょっとその「壁」を打破するためにも、何か次の一歩が行ければと思います。よろしくお願いします。

江波戸会長

はい。早坂委員、お願いいたします。

早坂委員

今のお話をうかがっていてなんですけれども、星野先生がご提案くださっていた、お示しいただいた高齢者分野での仕組み、事例検討のお話がありましたけれども、先ほど報告があった中で会長が、「相談員のスキルということも上げていかなくては」というお話もしていたと思うんですね。やっぱり「医療につなぐ必要があるのか」とか、「どの医療につなぐ必要にあるのか」とか、「これは法的な裏付けをもってかかわる必要があるのか」とかいうことの見立て。まず、その最初の見立ての部分が、すごく重要になってくると思うんですね。

そういう意味での、相談員のスキル。そういうのは、非常に求めていかなくてはいけないことだと思うんですが、そうなったときに、もちろん医療というところの専門に、きちっとコメントをもらうということだったりとか、親御さんにきちんとお話をいただくとかいうことは、すごく大事なことになってくると思います。私たちがやみくもに、法を犯して動くことはできないし、もちろんそれをやってしまったら、実は我々のほうの権利が危なくなるんだということ、良かれと思って動いてしまうということは、過去にもあったと思います。

ですから、やっぱり最初の入り口で何が必要かということ、きちっと意識していく、議論していくということも、すごく重要なことになると思いますので、事例とかを通して、やっぱりそこは勉強会であったりということになるとは思いますけれども、やはりスキルを上げていっていただくということも、非常に重要なポイントになってくると思います。その中で連携が取れていくと、すごく整理がついて、いい形になっていくのではないかなと思います。よろしくお願いします。

3 その他

江波戸会長

皆様、ありがとうございました。では、予定した時間になりましたので、本日の議題は以上とさせていただきます。

最後に、「その他」に移ります。私から、建議書の作成について提案をさせていただきます。

きます。令和7年4月1日付をもって、松戸市長から本協議会宛てに諮問書の提出を受け、皆様のご協力のもと、調査・審議をしてまいりましたが、本日ご報告いただいた内容も反映したうえで建議書のほうを作成し、松戸市長宛てに提出することとなります。

しかしながら、もう時間の関係上、この場で皆様と建議書の内容を詳細に検討することは難しいものと思われま。つきましては、年度内に委員の皆様へ建議書の案をお示しし、協議会としての合意形成を図ったのち、市長宛てに提出させていただきたいと考えていますが、この流れで手続きを進めてよろしいか、皆様にお諮りしたいと思います。ご異議のほう、ございますでしょうか。

それでは、皆様からご了承いただいたという形になりましたので、建議書についてはそのような形で進めさせていただければと思います。

最後に、皆様から何かございますでしょうか。よろしいですかね。ありがとうございます。ご意見がないようであれば、本日の議事は以上となります。事務局に進行のほうをお戻しいたします。ありがとうございました。

事務局

委員の皆様、ありがとうございました。

最後に、連絡事項が2点ございます。1点目は、次回の協議会日程でございますが、次回は令和8年8月上旬ごろの開催を予定しております。人事異動や委員改正もあることから、日程詳細は4月ごろから5月ごろをめどに、メールにてご案内する予定でございます。ご多忙のところ大変恐縮ではございますが、ご出席たまわりますよう、なにとぞお願い申し上げます。

2点目ですが、本日の駐車場のご利用についてでございます。市役所の駐車場をご利用の方は、駐車券の処理をいたしますので、お帰りの際に事務局までお申しつけください。

以上を持ちまして、令和7年度第2回松戸市地域自立支援協議会を閉会いたします。本日はお忙しい中、長時間にわたりご出席いただき、ありがとうございました。